

納税ニュース

平成 23 年 7 月 15 日 第 38 号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-1212

平成 22 年度 差押処分実績

鹿嶋市では公平な納税を確立するため、市税等の滞納者に対しては、財産調査等を行い、差押処分をしています。引き続き納期限内の納付にご協力をお願いします。

項目	平成21年度	平成22年度
不動産	225	101
預金	139	179
保険	65	58
給与等	6	12
所得税還付金	139	64
出資金	1	1
配当残余金	0	1
自動車	6	0
軽自動車	1	0
絵画	1	0
差押件数	583件	416件
差押充当税額	44,690,407 円	58,259,027 円

※その他 搜索 4 件

【市税等の滞納があると？】

以下の鹿嶋市の補助事業や制度等が利用できません。申請書類に納税証明(未納のないことの証明)が必要です！

- ・ 合併浄化槽設置補助金
- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助金
- ・ 水洗便所改造資金助成
- ・ 浄化槽転用雨水貯留施設助成制度
- ・ 生活習慣病予防検診(人間ドック)補助
- ・ 高額療養費の限度額適用認定証の交付
- ・ 市営住宅の入居
- ・ 鹿嶋市立幼稚園の入園
- ・ 私立幼稚園振興補助金(保護者負担軽減)
- ・ 鹿嶋市奨学金制度
- ・ 鹿嶋市中小企業事業資金利子及び保証料補助金
- ・ 生け垣設置事業補助金
- ・ その他の市の補助制度

納期限のご案内

8月1日(月)

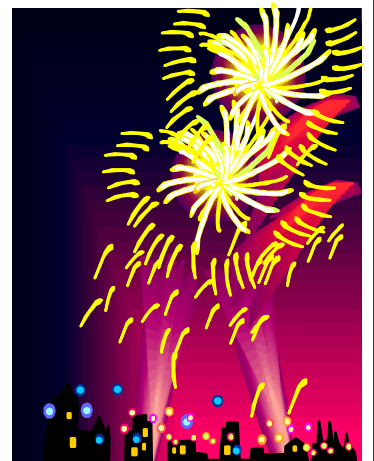
- 固定資産税第2期
- 国民健康保険税第3期
- 後期高齢者医療保険料第1期

8月31日(水)

- 市県民税(住民税)第2期
- 国民健康保険税第4期
- 後期高齢者医療保険料第2期
- 介護保険料第3期

※納期限を過ぎると、**年利 14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から 20 日を過ぎると督促状が送付され、80 円が加算されます。



震災と納税について

【り災証明のある方の納税と減免申請について】

半壊、大規模半壊、全壊のり災証明のある方は、本年度の固定資産税、市県民税、国民健康保険税、介護保険料が、申請に基づき、減免の対象となります。

申し訳ありませんが、減免申請から、決定まで時間を要します。また、減免対象にならない場合もありますので、原則として、いったん納期限日までに納付してください。後日、減免決定後に還付いたします。また、市税等に未納のある方は、未納税等に充当します。詳しくは、税務課、国保年金課、介護長寿課にお問合せいただくか、「広報 かしま」5月15日号をご参照ください。

【納税相談について】

震災前から市税等に未納のある方は、震災前の滞納金額は免除・減免されません。納付が困難な方は、随時、納税相談を受け付けていますので、納税対策室まで来庁してください。

納税対策室に寄せられるご意見・お問合せ

今回は、お問合せの多い例をご紹介します。

Q. 金融機関又はコンビニで納付したが、督促状が届いた。どうして？

A. 銀行の窓口やコンビニのレジ係に、納付書を手渡す前に、「何税か?」「何期か?」を確認してから、手渡すようにしてください。1期を納付したと思っていたが、2期を納付しており、1期分の督促状が届いたケースがあります。このような納付トラブルを防ぐためには、①事前に納付書を確認しておく、②領収書は必ず取っておく、この2点が重要です。

Q. 「未納のない証明」の申請に市役所に来たが、納付したのに、証明書が出ないと言われた。どうして？

A. 金融機関、コンビニ等で納付してから、市役所での納付確認まで、一定の日数を要しています。コンビニ納付で約2日、銀行で約2～5日、ゆうちょ銀行で約10日程です。お急ぎの方は、領収書をご持参の上、申請してください。

また、『口座振替』をお申込み頂いている方は、納期限日に引落になりますが、金融機関から納付の連絡が入るまでに数日かかります。「未納のない証明書」が必要な場合は、記帳した通帳をお持ち頂くか、納税対策室から金融機関へ照会しますので、ご安心ください。

Q. 「課税通知書(納付書)」が届かないのに、督促状が届いた。とても不愉快！どうして？

A. 各市税等は、第1期(軽自動車税は全期)の納期限日の10日前までに課税通知書(納付書)を送付することになっています。課税通知書(納付書)が届かない場合は、税務課、国保年金課、介護長寿課にご確認ください。

Q. 分納しているのに、督促状が届いた。

A. 督促状は、「納期限までに完納しない場合、納期限から20日以内に督促状を発しなければならない」と地方税法で定められています。分納していても納期限の20日以内までに完納しない場合は督促状を送付します。

Q. 4月に廃車したのに、納税通知書、督促状が届いた。どうして？

A. 軽自動車税の賦課基準日は、毎年4月1日です。4月1日以降に廃車をした場合は、その年度の税金を納付することになります。